

季刊

地域と農政を結ぶ



特集1 総合的なTPP関連政策大綱（農林水産分野）について

特集2 2015年農林業センサス結果（概数値）からみる静岡県農業の動向

地域のトピックス

地理的表示保護制度（GI）・機能性表示食品制度

関東農政局 静岡支局

地方参事官室

消費・安全チーム

経営所得安定対策チーム

食料産業チーム

統計チーム

農林水産省

特集 1 総合的なＴＰＰ関連政策大綱（農林水産分野）について

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定交渉は10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において大筋合意をみたところです。ＴＰＰは、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携であり、地方の中堅・中小企業をはじめ幅広い分野での海外展開などが期待されますが、農業分野では関税削減による長期的な影響などが懸念されています。

農林水産省では、これらの懸念や不安の声を払拭し、重要品目を中心に確実に再生産が可能となるよう、また、成長産業として力強い農林水産業をつくりあげるための施策を講ずることとしています。

以下に政策大綱を掲載しますので、地域の現状と将来構想に即した御検討をいただきますようお願い申し上げます。

農林水産分野におけるＴＰＰ対策

〔平成27年11月25日〕
農林水産業・地域の活力創造本部決定

農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

ＴＰＰ大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていく。

1. 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

○合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティネット構築事業の運用改善等)

○消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

○規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

2. 経営安定・安定供給のための備え (重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、T P P 協定発効後の経営安定に万全を期するため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

3. 対策の進め方

農林水産分野の対策の財源については、T P P協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

4. 対策の効果検証・検討の継続

○ 1. の施策については、政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。

○検討の継続項目

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方を見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示
- ・チェックオフ制度の導入
- ・従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- ・農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
- ・配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討
- ・農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

○ また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。

特集 2 2015年農林業センサス結果（概数値）からみる 静岡県農業の動向

関東農政局静岡支局 地方参事官室

【要 旨】

前回センサス（2010年世界農林業センサス）結果は、農家の経営に着目し、施策を担い手に集中することを目的に導入された「経営所得安定対策（当初は品目横断的経営安定対策）」による農地の集積や経営規模の拡大を示すものとなりました。

農家数や農業従事者が大幅に減少したことによる、土地持ち非農家が所有する農地の増大等は、水田農業を主体としている地域においては、農業・農村の構造変化の進展としてとらえられましたが、一方、中山間地域等においては、高齢化や人口減少など、予てからの憂慮すべき状況の深化がみられました。

静岡県農業は、茶や果樹、野菜生産などバランスのとれた農業構造となっていることから、前回センサス結果から顕著な構造変化を読み取ることはできませんでしたが、一方で、内在する課題としての農業従事者の減少や高齢化、また、小規模経営の実態を再認識させられるものとなっていました。

さて、2015年農林業センサスは、この間の政権交代による制度変更（農業者戸別所得補償制度の導入等）や、担い手による農業経営を目指す「人・農地プラン」、「農地中間管理事業」による農地集積といった施策を含む「農林水産業・地域の活力創造プラン」の推進など、大きな農政転換があったことの影響を内包するものとなっていますが、本分析は、農業経営体数や耕地などの構造変化や農業労働力の推移などから、静岡県農業の現状と動向を探ろうとするものです。

はじめに

平成27年2月1日現在の状況について、平成26年12月～平成27年2月に市町を通して実施した「農林業経営体調査」及び、私どもの地方統計組織が4～6月に実施した「農山村地域調査」結果の概数値を11月27日、農林水産省HPに公表いたしました。

早期の公表を実現するため、今回の公表は主要項目に限られていますが、農業・農村をめぐる全国及び都道府県別の動向を大掴みで把握できるものとなっています。

今回はこの公表結果をもとに、過年次のセンサス結果や全国（都府県）との比較などから、静岡県農業の現状と動向について、簡易な分析を試みました。

－ 大規模経営体が増加 －

静岡の農業経営体数は、前回（17～22年）の減少率（15.1％）を2.3ポイント上回る17.4％の減少となるなど、さらに減少傾向が進んでいることが分かります。農業経営体の減少等に伴う農地の流動化が課題となっていますが、経営耕地面積の集積割合をみると、5ha以上

の規模階層が経営している経営耕地面積の割合は27.3%となり、5年前に比べて6.5ポイント、10年前に比べて12.8ポイント上昇しました。

組織経営体の増加（36.4%）等、農地の集積が一定程度進んでいることが分かり、県内の経営体数の約3%に当たる5ha以上規模階層の農業経営体が耕地面積の約3割を経営している状況となっています。

－ 自給的農家も減少に転じる －

総農家数は、前回の減少率（8.4%）を4.5ポイント上回る12.9%の減少となりました。なかでも販売農家は5年前に比べて18.2%減少、10年前に比べて30.7%の減少となっていますが、前回は増加（1.8%）した自給的農家が減少（6.2%）に転じたことが総農家数の減少に拍車を掛ける結果となっています。



－ 農業就業人口の平均年齢は67.2歳に －

農家の労働力の確保についてみると、農業就業人口は5年前に比べて19.1%減少し、このうち65歳以上の占める割合は5年前を1.6ポイント上回る64.1%となり、平均年齢は67.2歳となりました。また、今次センサスでは、5年前に最も多かった70～79歳階層が大幅に減少したことや、これに代って団塊の世代（昭和22～24年生まれ）を含む65～69歳階層の就業人口が最も多くなったことが特徴となっています。

－ 土地持ち非農家が所有する耕作放棄地が多い －

次に農家等が所有する耕作放棄地の推移をみると、農家及び土地持ち非農家が所有する耕作放棄地面積は、この5年間に3.0%増加しました。増加傾向は前回（5.2%）に比べ穏やかなものとなりましたが、土地持ち非農家から発生している耕作放棄地面積の割合が5年前の51.7%から53.4%に1.7ポイント上昇していることから、離農によって生じた耕作者のない農地に耕作放棄地対策のポイントがあるようです。

－ 活発な、集落による地域資源の保全 －

農山村地域調査結果によると、地域資源の保全に取り組んでいる農業集落の割合が高くなっているのが特徴で、日本型直接支払い制度の改正などによる関心の高まりを反映したものが検証する必要があります。

今後、年度末までに詳細なセンサス結果が順次公表され、市町や旧市町村別結果等を用いた詳細な分析が様々な機関で行われることと思いますが、農林業センサス結果を農業、農村に関する最もベーシックな統計データとして広く活用いただくことを願っています。

I 農林業経営体数と農家数の動き

1 農林業経営体数の動向

(1) 農林業経営体数

2015年農林業センサス（平成27年2月1日現在）における静岡の農林業経営体数は、3万3,732経営体で、5年前に比べて17.8%減少しました。

このうち、農業経営体は3万3,143経営体、林業経営体は1,966経営体となり、5年前に比べてそれぞれ17.4%、31.8%減少しました。

表1 農林業経営体数の推移（静岡）

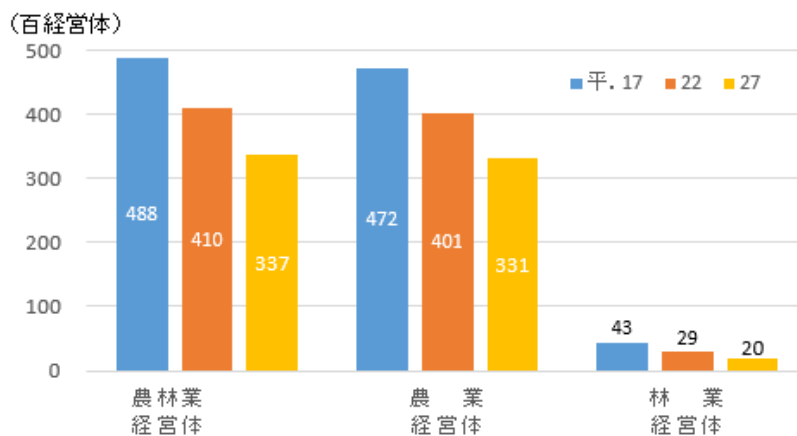
単位：経営体、%

区 分		農 林 業 経 営 体	農 業 経 営 体	組 織 経 営 体	林 業 経 営 体
年 次	平成17年	48,807	47,209	378	4,259
	22	41,047	40,102	387	2,881
	27	33,732	33,143	528	1,966
増 減 率	(平. 22/17)	△ 15.9	△ 15.1	2.4	△ 32.4
	(平. 27/22)	△ 17.8	△ 17.4	36.4	△ 31.8
	(平. 27/17)	△ 30.9	△ 29.8	39.7	△ 53.8
構 成 比	平成17年		100.0	0.8	
	22		100.0	1.0	
	27		100.0	1.6	

注：農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

今回の農業経営体の増減率は、前回センサスの△15.1%を2.3ポイント上回るものとなり、減少傾向がさらに強まっています。この結果、静岡ではこの10年間で約3割の農業経営体が減少しました。一方、農業経営体数のうち、組織経営体は528経営体で、5年前に比べて36.4%と大幅に増加し、農業経営体数に対する構成割合は5年前の1.0%から1.6%に上昇しました。

図1 農林業経営体数の推移（静岡）



2 農業経営体数

(1) 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況（静岡・都府県）

静岡の農業経営体数を経営耕地面積規模別にみると、5年前に比べて5～10ha階層（50ha以上を除く）以上で農業経営体数が増加しており、それ以下では減少しています。

また、20～30ha階層の増加率が比較的低く、その前後の階層の増加率が高いことから、規模拡大に向けた取組の階層分岐点がこの階層付近に存在する可能性もあり、今後の詳細な分析が待たれます。

なお、50ha以上階層については、5年前と同様の経営体数（16経営体、うち100ha以上4経営体）となっており、増減率は0.0%（グラフに表れない。）となっています。

これに対し都府県（北海道を除く）の状況を見ると、増減分岐点は静岡と同様であるものの、明確な増加は10ha以上階層でみられること、また、50ha以上階層も34.5%と大幅な増加となっており、構造変化がさらに進んでいることがうかがえます。

図2 経営耕地面積規模別農業経営体の増減率（静岡・都府県）



(2) 経営耕地面積の集積割合

農業経営体について、経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、一般に大規模階層とされている5ha以上階層の農業経営体の割合が27.3%と平成17年、22年に比べて、それぞれ12.8、6.5ポイント上昇し集積が進行していることが分かります。

図3 経営耕地面積規模別経営耕地面積の集積割合（静岡）

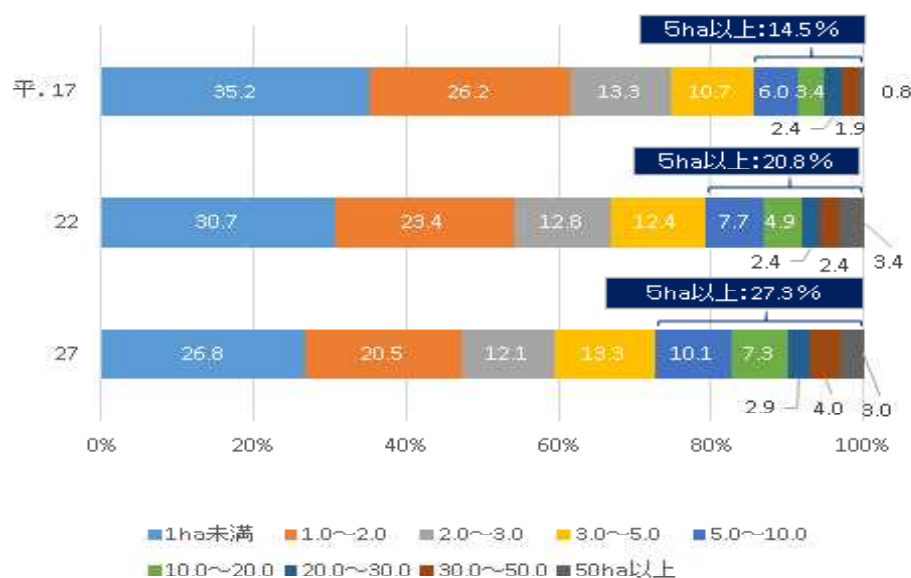


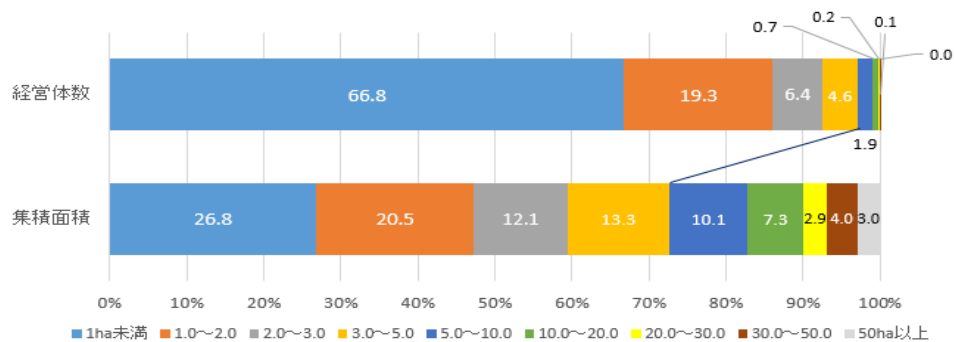
表2 経営耕地面積の集積割合（静岡）

単位：％

区 分	1ha未満	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50ha以上
平成17年	35.2	26.2	13.3	10.7	6.0	3.4	2.4	1.9	0.8
22	30.7	23.4	12.8	12.4	7.7	4.9	2.4	2.4	3.4
27	26.8	20.5	12.1	13.3	10.1	7.3	2.9	4.0	3.0

大規模階層（ここでは5ha以上階層）の農業経営体が経営する耕地面積の割合をグラフでみると、県内の約3%の大規模経営体が3割の耕地面積を経営している実態が分かります。

図4 経営耕地面積規模別経営体数と集積割合の比較（静岡）



(3) 1 農業経営体当たり経営耕地面積の推移（静岡・都府県）

静岡の経営耕地面積のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は1.3haで、増加傾向（平成17年1.0ha、22年1.1ha）にありますが、都府県の1.8haに比べると0.5ha少なくなっています。

一方、経営耕地面積のうち、茶や果樹等といった樹園地のある1経営体当たり樹園地面積は1.0haで、都府県に比べて0.3ha多く、また、この10年で2割の増加がみられますが、1経営体当たり経営耕地面積が3割増加していることに比べ、増加は緩やかなものとなっています。

表3 1 農業経営体当たり経営耕地面積（静岡・全国・都府県）

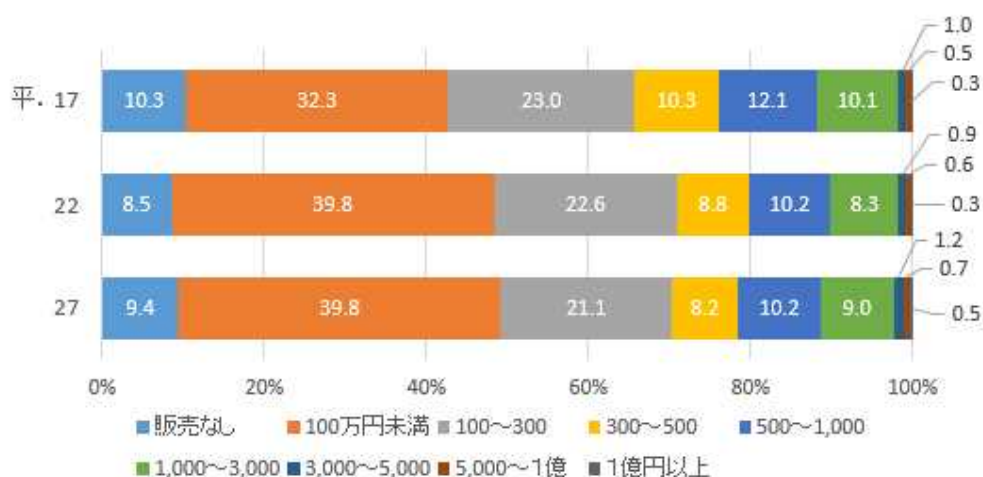
単位：ha

区 分	全 国		都府県		静 岡	
	経営耕地面積	うち樹園地	経営耕地面積	うち樹園地	経営耕地面積	うち樹園地
平成17年	1.9	0.6	1.4	0.6	1.0	0.8
22	2.2	0.6	1.6	0.6	1.1	0.9
27	2.5	0.7	1.8	0.7	1.3	1.0

(4) 農産物販売金額規模別にみた農業経営体数の動向

静岡の農産物販売金額規模別にみた農業経営体数の構成割合をみると、経営規模の拡大等による構造変化が緩やかではあるものの進んでいます。依然として100万円未満が約4割を占めていること、また、販売金額規模階層の構成割合は上位階層においてもほとんど変化がない状況となっています。

図5 農産物販売金額規模別農業経営体数の構成割合（静岡）



また、5年前との各階層における増減率を見ると、5,000万円～1億円階層では減少し、1億円以上階層では増加するなど、都府県に比べて複雑な変化をみせていますが、本県においては茶価の低迷等との関係を分析する必要があります。（次頁図6参照）

図6 農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（静岡・都府県）



農産物売上金額1位の出荷先について農業経営体数の割合をみると、農協が47.9%、次に消費者に直接販売が15.6%となっています。消費者に直接販売の増加傾向が停滞をみせていることが特徴となっています。

図7 農産物売上金額1位の出荷先別農業経営体数の構成割合（静岡）

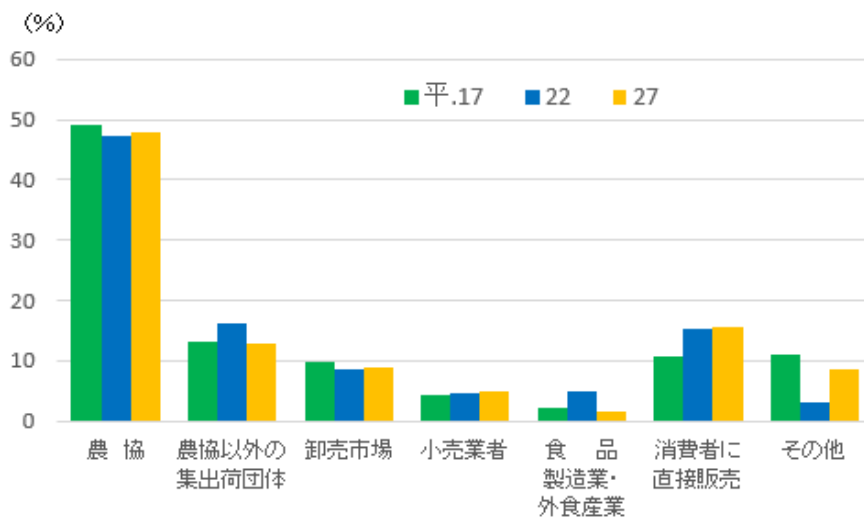


表4 農産物売上金額1位の出荷先別農業経営体数の構成割合（静岡）

単位：％

区 分	農 協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食 品 製造業・ 外食産業	消費者に 直接販売	その他
平成17年	49.2	13.0	9.7	4.3	2.2	10.6	11.1
22	47.4	16.1	8.5	4.5	4.9	15.4	3.2
27	47.9	12.8	8.8	5.0	1.5	15.6	8.5

3 農家数

(1) 農家数及び土地持ち非農家数

静岡の総農家数は6万1,234戸で、5年前に比べて9,049戸（12.9％）減少しました。

このうち、販売農家数は3万1,864戸、自給的農家数は2万9,370戸となり、5年前に比べてそれぞれ18.2％、6.2％減少しました。販売農家数は10年前に比べて約3割と大幅に減少しました。

今回の総農家数の減少は販売農家の減少によるところが大きい（寄与率78.5％）ものの、前回センサスでは僅かながら増加していた自給的農家が減少に転じたことも要因の一つとなっています。

また、土地持ち非農家は4万4,448戸となり、5年前に比べて623戸（1.4％）増加しましたが、増加傾向は前回の6.3％に比べて穏やかなものとなっています。

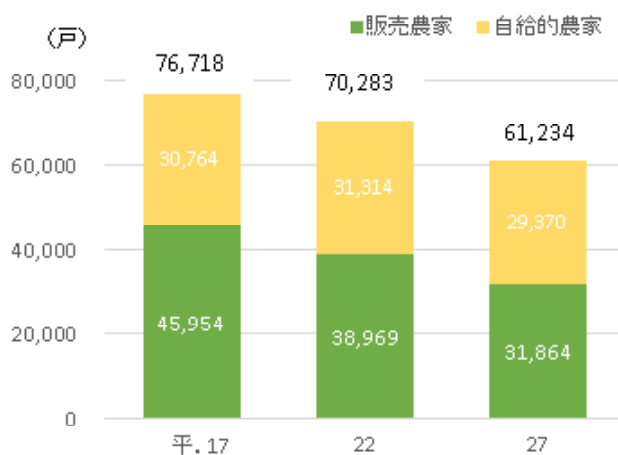
総農家数に占める販売農家の割合は52.0％と、5年前に比べ3.4ポイント低下しました。

表5 農家数及び土地持ち非農家数の推移（静岡）

単位：戸、％

区 分		総農家数	販売農家	自給的農家	土地持ち 非 農 家
年次	平成17年	76,718	45,954	30,764	41,216
	22	70,283	38,969	31,314	43,825
	27	61,234	31,864	29,370	44,448
増減率	(平. 22/17)	△ 8.4	△ 15.2	1.8	6.3
	(平. 27/22)	△ 12.9	△ 18.2	△ 6.2	1.4
	(平. 27/17)	△ 20.2	△ 30.7	△ 4.5	7.8
構成比	平成17年	100.0	59.9	40.1	
	22	100.0	55.4	44.6	
	27	100.0	52.0	48.0	

図8 総農家数の推移（静岡）



(2) 主副業別農家数（販売農家）

静岡の販売農家を主副業別にみると、主業農家は初めて1万戸を下回る8,334戸となり、5年前に比べて2,182戸（20.7%）減少しました。また、準主業農家は6,274戸で3,018戸（32.5%）減少、副業的農家は1万7,256戸で1,905戸（9.9%）の減少となり、準主業農家の減少が顕著となっています。

また、この10年間では、販売農家数が約3割、このうち、主業農家及び準主業農家がそれぞれ約4割減少するなど、近年、大きな構造変化が起きていることが分かります。

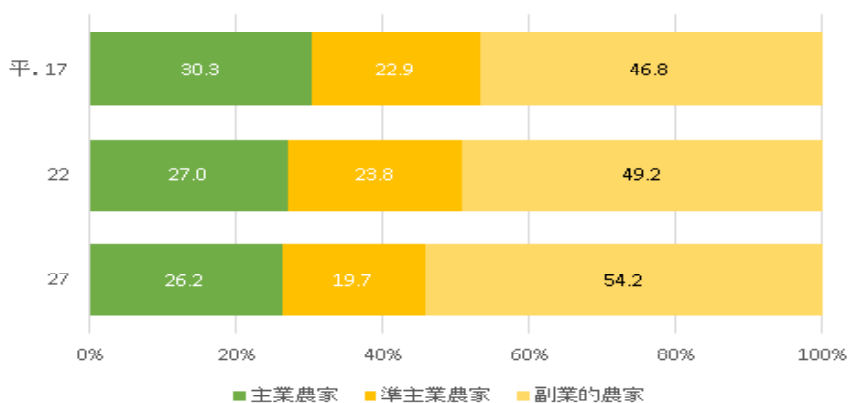
表6 主副業別農家数の推移（静岡）

単位：戸、%

区 分		販売農家数	主業農家	準主業農家	副業的農家
年次	平成17年	45,954	13,936	10,524	21,494
	22	38,969	10,516	9,292	19,161
	27	31,864	8,334	6,274	17,256
増減率	22/17	△ 15.2	△ 24.5	△ 11.7	△ 10.9
	27/22	△ 18.2	△ 20.7	△ 32.5	△ 9.9
	27/17	△ 30.7	△ 40.2	△ 40.4	△ 19.7
構成比	平成17年	100.0	30.3	22.9	46.8
	22	100.0	27.0	23.8	49.2
	27	100.0	26.2	19.7	54.2

この結果、販売農家数に占める割合は主業農家が26.2%、準主業農家が19.7%、副業的農家が54.2%となり、副業的農家が初めて5割を超える結果となりました。

図9 主副業別農家数の構成割合（静岡）



(3) 専兼業別農家数（販売農家）

静岡の販売農家を専兼業別にみると、専業農家は9,891戸で5年前に比べて755戸（8.3%）増加、第1種兼業農家は5,378戸で2,524戸（31.9%）減少、また、第2種兼業農家は、1万6,595戸で5,336戸（24.3%）の減少となりました。

この結果、販売農家数に占める割合は、専業農家が31.0%、第1種兼業農家が16.9%、第2種兼業農家が52.1%となりました。

専業農家の増加については、積極的要素（経営の本格化により兼業から専業へ）や、自然的要素（退職等で兼業従事者がいなくなった）があるものと考えられます。

図10 専兼業別農家数の構成割合（静岡）

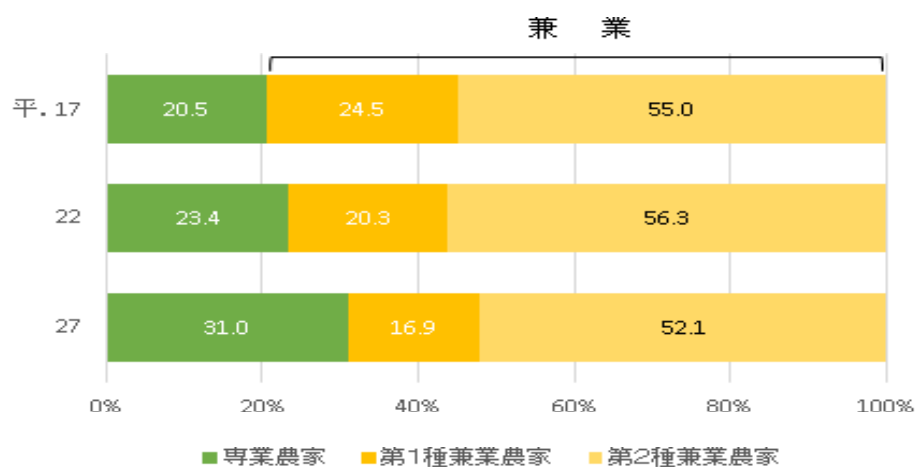


表7 専兼業別農家数の推移（静岡）

単位：戸、%

区 分		販売農家数	専業農家	兼業農家	
				第1種兼業農家	第2種兼業農家
年次	平成17年	45,954	9,409	11,269	25,276
	22	38,969	9,136	7,902	21,931
	27	31,864	9,891	5,378	16,595
増減率	22/17	△ 15.2	△ 2.9	△ 29.9	△ 13.2
	27/22	△ 18.2	8.3	△ 31.9	△ 24.3
	27/17	△ 30.7	5.1	△ 52.3	△ 34.3
構成比	平成17年	100.0	20.5	24.5	55.0
	22	100.0	23.4	20.3	56.3
	27	100.0	31.0	16.9	52.1

(4) 農業就業人口（販売農家）

販売農家の農業就業人口は5万7,322人で、5年前に比べて1万3,545人（19.1%）減少しました。また、農業就業人口の平均年齢は5年前の66.8歳から67.2歳、65歳以上が占める割合は5年前の62.5%から64.1%と1.6ポイント上昇しました。

年齢別に農業就業人口の推移をみると、5年前に比べて70～74歳、75～79歳の階層で大幅に減少していることが分かりますが、65歳～69歳階層では増加し、今次センサスにおいてはじめて65歳～69歳の階層の農業就業人口が最も大きくなりました。

図11 年齢別農業就業人口の構成割合（静岡）

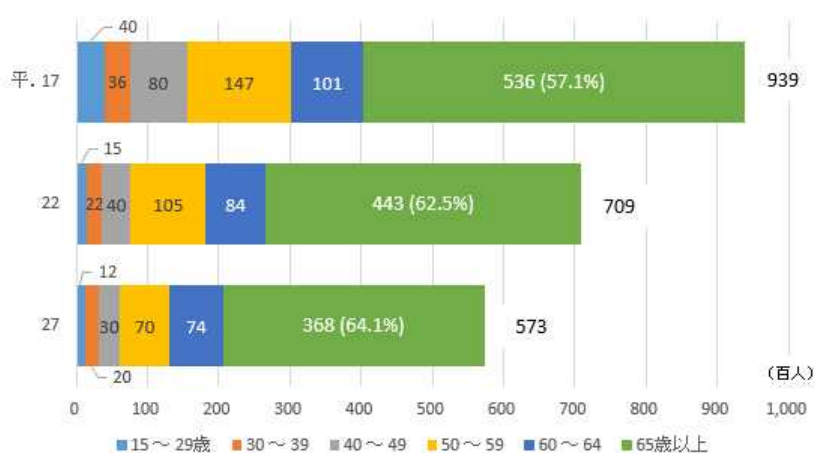


表8 年齢別農業就業人口の推移（静岡）

単位：人、%

区 分		合 計	15 ～ 29歳	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 64	65歳以上
年 次	平成17年	93,890	3,989	3,558	7,986	14,683	10,101	53,573
	22	70,867	1,454	2,180	4,026	10,525	8,369	44,313
	27	57,322	1,175	1,983	2,956	7,043	7,408	36,757
増 減 率	22/17	△ 24.5	△ 63.5	△ 38.7	△ 49.6	△ 28.3	△ 17.1	△ 17.3
	27/22	△ 19.1	△ 19.2	△ 9.0	△ 26.6	△ 33.1	△ 11.5	△ 17.1
	27/17	△ 38.9	△ 70.5	△ 44.3	△ 63.0	△ 52.0	△ 26.7	△ 31.4

図12 年齢別農業就業人口の推移（静岡）



(5) 基幹的農業従事者（販売農家）

販売農家の基幹的農業従事者数は5万1,235人で、5年前に比べて1万2,723人（19.9％）減少しました。また、基幹的農業従事者の平均年齢は5年前の67.3歳から68.0歳となり、65歳以上が占める割合は5年前の63.4％から65.9％と2.5ポイント上昇しました。

年齢構成別に基幹的農業従事者の推移をみると、5年前と比べて70～74歳、75～79歳の階層で大幅に減少していることが分かりますが、農業就業人口同様、団塊世代を含む65歳～69歳階層で増加し、同階層の基幹的農業従事者数が最も多くなりました。

図13 年齢別基幹的農業従事者数の構成割合（静岡）

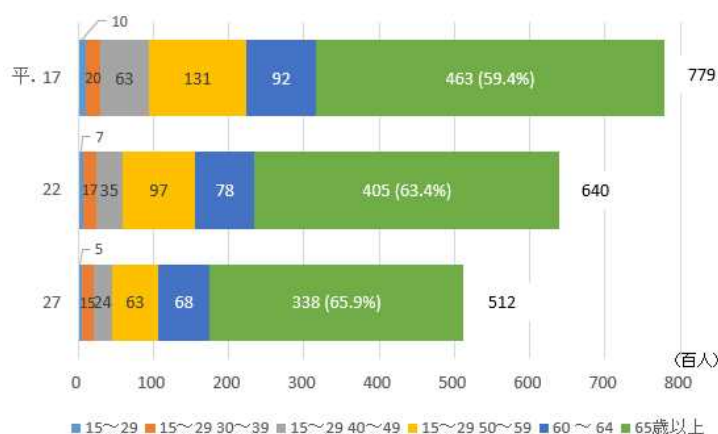
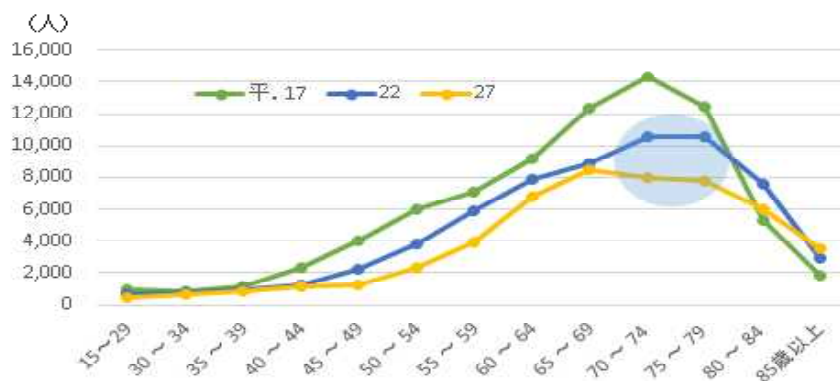


表9 年齢別基幹的農業従事者数の推移（静岡）

単位：人、％

区 分		計	15～29	30～39	40～49	50～59	60 ～ 64	65歳以上
年次	平成17年	77,893	959	2,041	6,330	13,074	9,204	46,285
	22	63,958	700	1,706	3,458	9,719	7,845	40,530
	27	51,235	498	1,514	2,420	6,265	6,769	33,769
増減率	22/17	△ 17.9	△ 27.0	△ 16.4	△ 45.4	△ 25.7	△ 14.8	△ 12.4
	27/22	△ 19.9	△ 28.9	△ 11.3	△ 30.0	△ 35.5	△ 13.7	△ 16.7
	27/17	△ 34.2	△ 48.1	△ 25.8	△ 61.8	△ 52.1	△ 26.5	△ 27.0

図14 年齢別基幹的農業従事者数の推移（静岡）



4 耕作放棄地

(1) 耕作放棄地面積

静岡の耕作放棄地面積は1万2,869haで、5年前に比べて375ha（3.0%）、10年前に比べて987ha（8.3%）増加しました。このうち、土地持ち非農家が所有している割合は53.4%と5年前に比べて1.7ポイント、10年前に比べて5.3ポイント高くなりました。

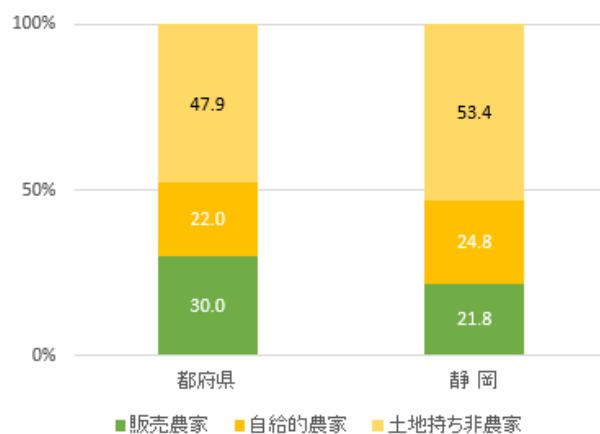
図15 耕作放棄地面積及び土地持ち非農家の所有割合（静岡）



耕作放棄地の発生状況について、その傾向を都府県と比べてみると、静岡は土地持ち非農家からの発生割合が高く、販売農家からの発生割合が低いことが分かります。

このことは、都府県に比べて（離農した）非農家の農地が活用されないことがあることを示していますが、一方、販売農家からの発生比率が都府県に比べて低いのは、経営規模の縮小等による耕作放棄地の発生が比較的少ないことによるものと思われる、これらがどのような地域や作物によるものかを含め、今後の推移に注目する必要があります。

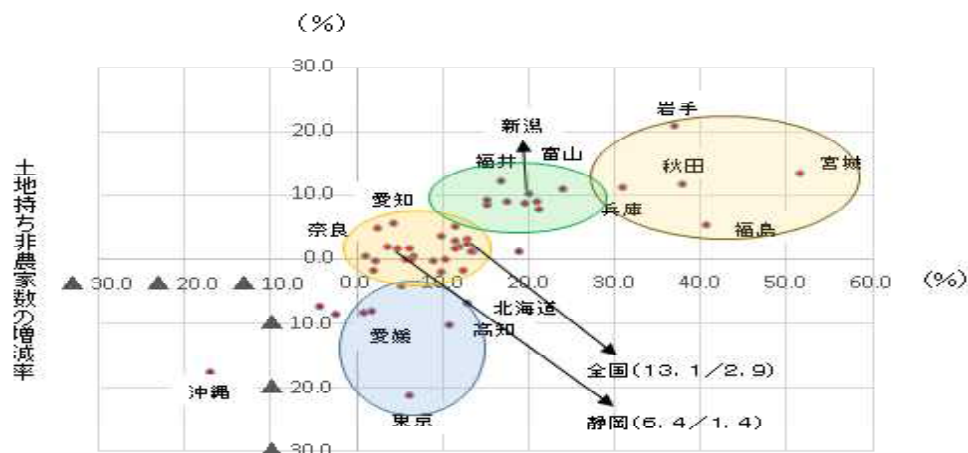
図16 耕作放棄地面積の状況（静岡・都府県）



(2) 土地持ち非農家の増減率と土地持ち非農家が所有する耕作放棄地の増減率の関係

都道府県の土地持ち非農家の増減率と土地持ち非農家が所有する耕作放棄地の増減率の関係をみると、①北陸などとほぼ同様の土地持ち非農家の増加率でありながら、耕作放棄地面積が大幅に増加している「東北型（黄）」、②集落営農や担い手農家への集積で耕作放棄地の増加率が比較的低い「北陸型（緑）」、③本県、愛知など、土地持ち非農家及び耕作放棄地の増加率がともに低いグループ（橙）等に大別できます。

図17 土地持ち非農家数の増減率と耕作放棄地の増減率の関係（平成22／27年）



土地持ち非農家数が所有する耕作放棄地面積の増減率

3 借入耕地面積

(1) 借入耕地面積と借入のある農家1戸当たり借入面積の推移

静岡の借入耕地面積は1万4,879haで5年前に比べて1,473ha（11.0%）増加しました。

また、借入耕地のある農家1戸当たりの借入面積は1.2haで5年前に比べて0.2ha（20.0%）増加しましたが、傾斜地の割合が高いことなどから本県における担い手への土地集約には様々な課題があり、今後、農地中間管理事業の活用等による促進が期待されています。

図18 借入耕地面積及び1経営体当たり借入耕地面積の推移（静岡）

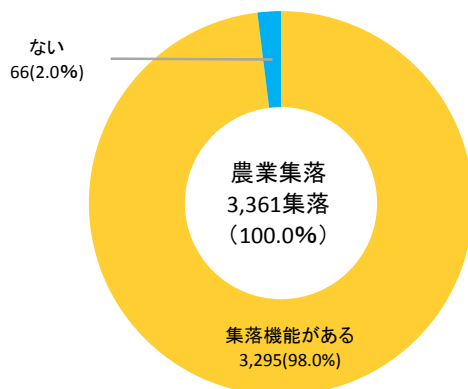


Ⅱ 農業集落

1 集落として機能（コミュニティ）を持っている農業集落数

静岡の農業集落数は3,361集落で、このうち集落機能を持っている集落は3,295（98.0％）となりました。

図19 集落機能有無の割合（静岡）

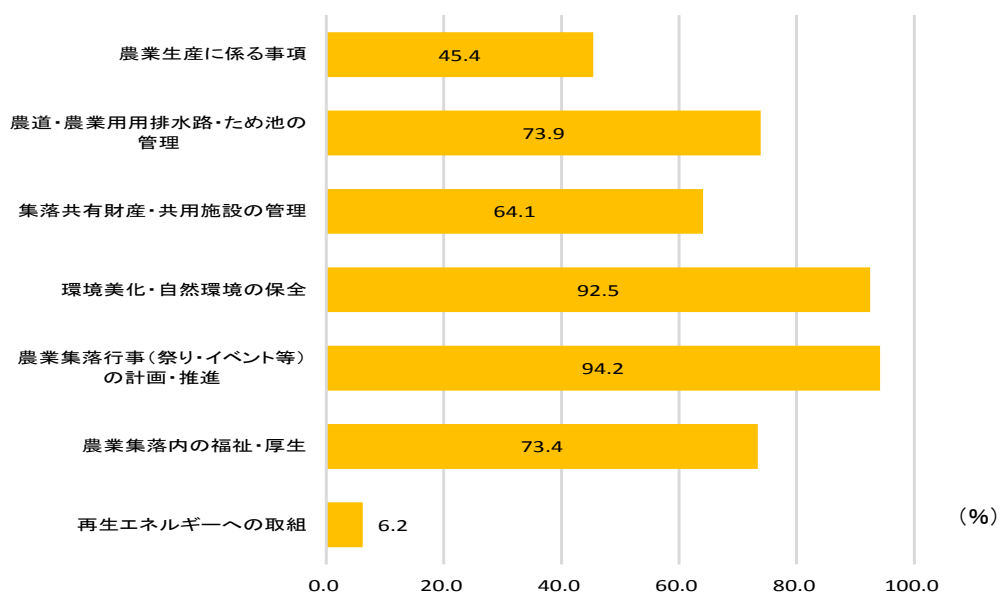


※ 集落機能とは、農地や山林等の地域資源の維持・管理機能、収穫期の共同作業等農業作業面での相互補完機能、冠婚葬祭等の地域住民同士が相互に扶助しながら維持・向上を図る機能などをいう。

2 寄り合いの課題

寄り合いを開催した農業集落のうち、「環境美化・自然環境の保全」や「農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進」について、9割を超える集落で課題となり、また今回、はじめて設問事項となった「再生エネルギーへの取組」では6.2%の農業集落で課題に取り上げられています。

図20 寄り合いの課題別農業集落数割合（静岡）

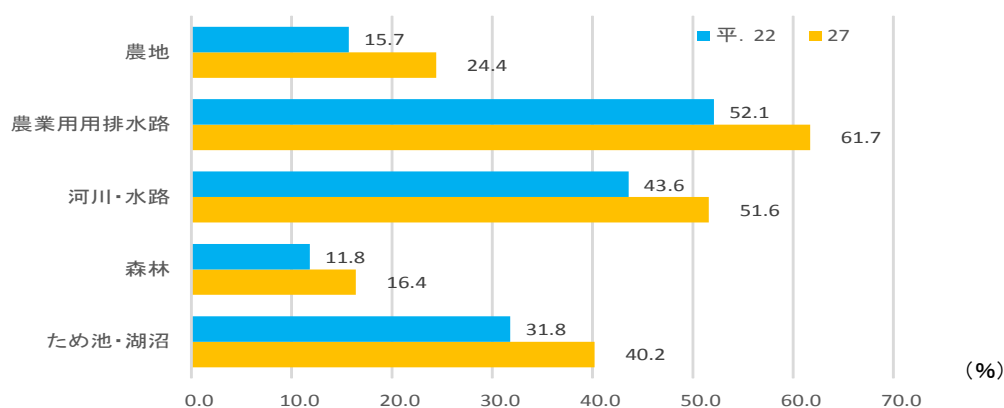


3 地域資源の保全状況

農地、森林、ため池などの地域資源が存在している農業集落における保全状況をみると「農業用排水路」が61.7%で最も高く、次いで「河川・水路」の51.6%などとなっています。

保全している割合が全般に高まっていますが、日本型直接支払いなどの普及による関心の高まりを反映したものであるかについて、加入状況などとの検証が必要です。

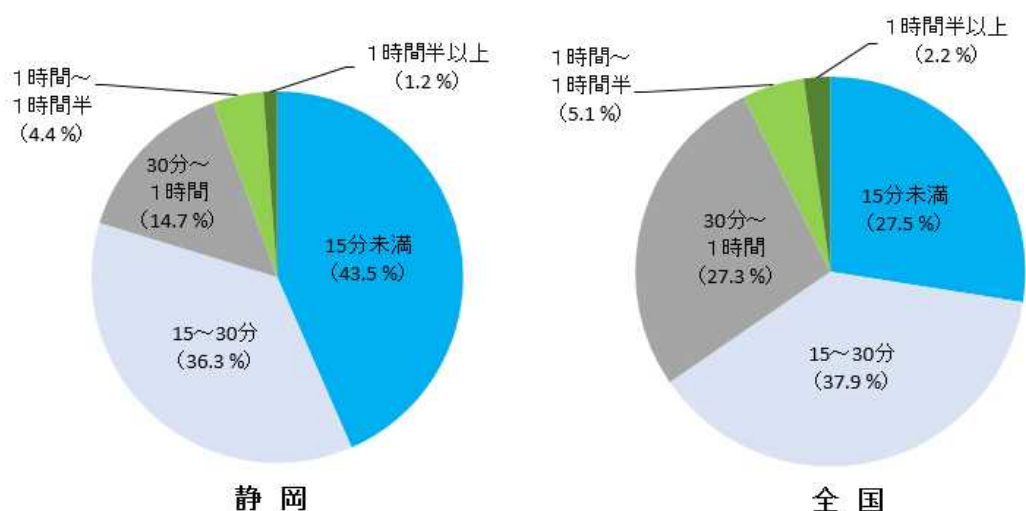
図21 地域資源の保全状況（静岡）



4 D I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間

農業集落の中心地からの距離が最も近いD I D（平成22年国勢調査の人口集中地区）までの、居住者が普段利用している交通手段による所要時間をみると、「15分未満」が43.5%（全国27.5%）と最も多く、全国に比べて15分未満の割合の高さが顕著となっていますが、集落の面積規模との関係が考えられます。

図22 D I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間



【主な用語解説】

農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業 ①露地野菜作付面積15 a ②施設野菜栽培面積350 m² ③果樹栽培面積10 a ④露地花き栽培面積10 a ⑤施設花き栽培面積250 m² ⑥搾乳牛飼養頭数1頭 ⑦肥育牛飼養頭数1頭 ⑧豚飼養頭数15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽 ⑪その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
農家	経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

農業就業人口 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者 農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

（参考）世帯員の就業状態区分

区 分			仕事への従事状況			
			農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事 のみに従事
				農業従事日が多い	その他の仕事への 従事日数が多い	
ふだんの 主たる 就業 状態	仕事 が主	主に自営農業	農業就業人口		農業従事者	
		主に他に勤務				
		主に農業以外の自営業				
		家事・育児				
		学生（研修を含む。）				
		上記以外				

地域資源の保全 地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

DID（人口集中地区） 国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。（DID:Densely Inhabited District）

地域のトピックス

○地理的表示保護制度（GI）

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づく地理的表示保護制度が運用を開始しました。地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

「〇〇牛」「〇〇りんご」など、全国各地には、地域で育まれた名産や名物、特産などといわれる農林水産物・食品が数多くあり、国内外の消費者に受け入れられています。平成27年6月1日からこの農林水産物・食品などの「地域ブランド」を守るための新たな制度、「地理的表示保護制度」がスタートして、登録申請の受付が始まりました。平成27年度中にはGIマーク（地理的表示に基づく登録標章）を付けた農林水産物・食品が市場に出る見込みで、静岡の特産品についても、今後、制度の活用が期待されています。

GIマークは、登録された基準を満たしている産品だけに地理的表示とともに付けることができるマークです。日本の地理的表示保護制度のマークであることを分かりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、伝統や格式を感じる金色と日本の国旗の赤を使用して、日本らしさを表現しています。

（参考）農林水産省「地理的表示保護制度(GI)」ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html



○機能性表示食品制度

機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。そこで、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の方がそうした商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に、新しく「機能性表示食品」制度がはじまりました。

この制度の特徴は、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができること、また、生鮮食品を含め、すべての食品が対象となることです。

静岡県内の農林水産物に関しては、三ヶ日町農業協同組合が「三ヶ日みかん」を機能性表示食品として届出し、11月から機能性表示を付して販売を開始しました。

（参考）消費者庁「機能性表示食品に関する情報」ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

静岡県農業の統計指標

日頃は農林水産統計調査の実施にご協力をいただき誠にありがとうございます。

静岡県の農林水産業に係る主な統計数値を御紹介します。

(1) 総 括

		指 標	単位	静岡県	全 国	年次	資 料 名
概 況		総 世 帯 数	戸	1,518,772	55,952,365	平26年	総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口及び世帯数」
		総 人 口	人	3,803,481	128,438,348	〃	〃
		総 土 地 面 積	Km ²	7,779	377,927	平27年	2015年農林業センサス（農山村地域調査）
農 業	農 業 経 営 体	農 業 経 営 体	戸	33,143	1,374,576	〃	2015年農林業センサス（農業経営体）
		経営規模別					
		1.0ha未満	〃	22,125	740,225	〃	〃
		1.0 - 2.0ha	〃	6,392	332,532	〃	〃
		2.0 - 3.0ha	〃	2,126	115,709	〃	〃
		3.0ha以上	〃	2,500	186,110	〃	〃
	販 売 農 家	販 売 農 家	戸	31,864	1,326,775	平27年	2015年農林業センサス（販売農家）
		主 業 農 家	〃	8,334	292,795	〃	〃
		準主業農家	〃	6,274	256,500	〃	〃
		副業的農家	〃	17,256	777,460	〃	〃
	認 定 農 業 者	認 定 農 業 者	人	5,423	231,101	平26年	農林水産省HP
		農 業 就 業 人 口	〃	57,322	2,090,014	〃	2015年農林業センサス（販売農家）
		うち、65歳以上	〃	36,757	1,326,240	〃	〃
		基幹的農業従事者	〃	51,235	1,767,599	〃	〃
		うち、65歳以上	〃	33,769	1,144,432	〃	〃
	耕 地 面 積	耕 地 面 積	100ha	679	44,960	平27年	耕地面積及び作付面積統計
		種 類 別					
		田	〃	227	24,460	〃	〃
		普通畑	〃	158	11,520	〃	〃
	農 業 産 出 額	樹園地	〃	282	2,914	〃	〃
		農 業 産 出 額	億円	2,138	84,668	平25年	生産農業所得統計
		内 訳					
		米	〃	200	17,807	〃	〃
		野 菜	〃	593	22,533	〃	〃
		果 実	〃	286	7,588	〃	〃
林 業	農 業 産 出 額	畜 産	〃	451	27,092	〃	〃
		茶	〃	373	1,119	〃	（茶の全国は24年値）
		米穀の届出事業者	業者	1,811	71,205	平26年	農林水産省HP
	林 業 経 営 体 数	林 業 経 営 体 数	経営体	1,966	86,712	平27年	2015年農林業センサス（林業経営体）
		保 有 山 林 面 積	100ha	1,044	43,135	〃	〃
水 産 業	漁 業 産 出 額	漁 業 産 出 額	億円	92	4,322	平25年	生産林業所得統計
		漁 業 経 営 体	経営体	2,678	94,507	平25年	2013年漁業センサス（海面漁業）
		漁 業 就 業 者	人	5,750	180,985	〃	〃
	漁 業 生 産 額	漁 業 生 産 額	億円	516	13,542	〃	漁業生産額（海面漁業・養殖業）
		農 家 率	%	2.1	2.4	平27年	販売農家数／総世帯数
分 析 指 標	農 家 割 合	農 業 経 営 体	経営規模別				
			1.0ha未満	〃	66.8	53.9	〃
			1.0-2.0	〃	19.3	24.2	〃
			2.0-3.0	〃	6.4	8.4	〃
			3.0ha以上	〃	7.5	13.5	〃
		販 売 農 家	主 業 農 家	〃	26.2	22.1	〃
			準主業農家	〃	19.7	19.3	〃
			副業的農家	〃	54.2	58.6	〃
	化 高 率 率 率	農 業 就 業 人 口	農 業 就 業 人 口	〃	64.1	63.5	〃
			基幹的農業従事者	〃	65.9	64.7	〃

注：農業産出額の茶は、生葉と荒茶の合計値である。

(2) 主要品目別データ

指 標			単位	静岡県	全 国	全 国		年次	資 料 名	
						シェア(%)	順位			
水 稲 (子実用)		作 付 面 積	100ha	168	15,730	1	33	平26年	作物統計（普通作物）	
		収 穫 量	100 t	864	84,350	1	33	〃	〃	
野 菜	レ タ ス	収 穫 量	t	19,700	577,300	3	7	平26年	作物統計（野菜）	
	セ ル リ ー	〃	〃	7,190	34,000	21	2	〃	〃	
	ち ん げ ん さ い	〃	〃	7,820	44,800	17	2	〃	〃	
	い ち ご	〃	〃	11,100	164,000	7	4	〃	〃	
	さ と い も	〃	〃	4,770	165,700	3	10	〃	〃	
菜	わ さ び (水わさび根茎)	〃	t	227	529	43	2	平25年	特用林産基礎資料（林野庁）	
果 樹	み か ん	結果樹面積	ha	5,360	42,900	12	3	平26年	作物統計（果樹）	
		収 穫 量	t	124,900	874,700	14	3	〃	〃	
	キウイフルーツ	結果樹面積	ha	131	2,150	6	5	〃	〃	
		収 穫 量	t	1,830	31,600	6	5	〃	〃	
工 芸 農 作 物	茶	摘 採 面 積	ha	16,600	39,200	42	1	平26年	作物統計（工芸農作物）	
		生葉収穫量	t	149,000	389,700	38	1	〃	〃	
		荒茶生産量	〃	33,100	83,500	40	1	〃	〃	
花 き	切り花類	き く 出 荷 量	1000本	48,700	1,573,000	3	7	平26年	作物統計（花き）	
		ば ら	〃	〃	23,800	276,500	9	2	〃	〃
		ガ ー ベ ラ	〃	〃	63,000	165,000	38	1	〃	〃
	鉢物類	洋 ラ ン 類	〃	1000鉢	828	16,000	5	6	〃	〃
		観 葉 植 物	〃	〃	3,760	42,900	9	3	〃	〃
畜 産	乳 用 牛	飼 養 頭 数	100頭	136	13,710	1	16	平27年	畜産統計	
	肉 用 牛	〃	〃	216	24,890	1	27	〃	〃	
	豚	〃	〃	1,191	95,370	1	22	平26年	〃	
	採卵鶏（種鶏除く）	飼 養 羽 数	1000羽	4,332	172,349	3	18	〃	〃	
水 産	漁 業・養殖業	総 生 産 量	100t	1,989	47,910	4	4	平25年	漁業・養殖業生産統計	
	魚 類	ま ぐ ろ 類	漁 獲 量	100t	230	1,775	13	1	平25年	海面漁業
		か つ お 類	〃	〃	881	3,058	29	1	〃	〃
		さ ば 類	〃	〃	510	3,885	13	2	〃	〃
	種 別	ま す 類 計	収 獲 量	t	1,415	7,697	18	2	〃	内水面養殖漁業
		う な ぎ	〃	〃	1,396	14,200	10	4	〃	〃
水 産 加 工 品	塩 干 あ じ	生 産 量	t	12,797	33,472	38	1	平26年	水産加工統計調査	
	し ら す 干 し	〃	〃	5,517	30,708	18	1	〃	〃	
	か つ お 節	〃	〃	7,264	29,649	24	2	〃	〃	
	さ ば 節	〃	〃	3,841	13,767	28	2	〃	〃	
	ま ぐ ろ 類 缶 詰	〃	〃	25,134	25,224	100	1	平24年	ふじのくにHP	
	か つ お 類 缶 詰	〃	〃	11,512	11,512	100	1	〃	〃	

注：茶の全国値のうち、摘採面積及び生葉収穫量は主産県計である。

*各種統計調査結果は、<http://www.maff.go.jp/j/tokei> からご覧いただけます。

*統計に関する御質問は、静岡支局統計チーム(054-246-0612)までお尋ね下さい。

関東農政局 静岡支局

〒420-8618 静岡市葵区東草深町7番18号

TEL 054-246-6121 FAX 054-246-6226

【地方参事官室】	054 - 246 - 6121
【経営所得安定対策 チーム】	054 - 246 - 6121
【食料産業チーム】	054 - 246 - 6121
【統計チーム】（経営・構造）	054 - 246 - 0612
（生産流通）	054 - 246 - 6123
【消費・安全チーム】（食品表示）	054 - 246 - 6959
（米穀流通）	054 - 246 - 6125
（農畜産安全）	054 - 246 - 6125

関東農政局静岡支局 案内図

